

東京ベイネットワーク放送番組基準

平成19年11月

平成27年 4月

東京ベイネットワーク株式会社は、地域コミュニケーションの発展に寄与し、公共の福祉を図り、地域による情報格差の解消を期して、可能な限りネットワークの拡充に努めることを使命とする。

この自覚に基づき、自主自律を旨として、不偏不党を守り、民主主義の精神にしたがい、世論を尊び、言論および表現の自由を守り、放送を中心としたコミュニケーションの責任を果たし、地域社会の文化・生活の向上に役立つメディアとなることを指向する。このために、地上系電波放送のみならず、衛星系その他の情報を峻別して提供する。

この基準は、加入者と番組情報提供者、広告代理店、その他放送関係者の理解と協力を得て東京ベイネットワーク株式会社が編成する番組及び広告に関するものすべてについて適用するものとする。

綱領

基本的人権を尊重し、民主主義を擁護する。

法と秩序を尊重し、地域住民の生活に寄与する。

地域社会に役立つ情報と娯楽を提供し、区民の生活内容が豊かになるよう努める

国際都市化に向け必要な情報を整備し、国際親善・理解に貢献する。

広告も情報として真実を伝え、加入者に利益をもたらすよう努める。

基準

1. 人権

- (1) 基本的人権を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉・プライバシーを守る。
- (3) 人種・性別・職業・信条などにより差別しない。
- (4) 人命を尊重し、暴力を排する
- (5) 人身売買および売春・買春は肯定的に取り扱わない。
- (6) 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。

2. 法と政治

- (1) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。
- (2) 国及び国の機関の権威を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 国及び国の機関が審理している問題については慎重に取扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (4) 政治に関しては、公正な立場を守り、不偏不党を堅持する。
- (5) 政治・経済に関する意見は、その責任の所在を明らかにし、反対意見も平等に取り扱う。
- (6) 選挙の事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (7) 政治・経済に混乱を与える恐れのある問題は、慎重に取り扱う。

3. 児童及び青少年への配慮

「児童」とは、人格形成が未熟な年少児・幼児（一般的に12歳以下）を指す。

- (1) 児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重させるように配慮する。
- (2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
- (3) 武力や暴力を表現するときは、児童や青少年に対する影響を考慮しなければならない。
- (4) 催眠術、心霊術などを取り扱う場合は児童及び青少年に安易な模倣をさせないように特に注意する。
- (5) 未成年者の喫煙・飲酒を肯定するような取り扱いはしない。
- (6) 放送時間帯に応じ、児童及び青少年の視聴に十分配慮する。
- (7) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。特に報酬または商品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心をおこさせてはならない。

4. 国際的配慮

- (1) 国際的理解を促進し、国際親善を阻害する問題は取り扱わない。
- (2) 人種・民族・宗教に関することは、その感情を尊重し差別をせず慎重に取り扱う。
- (3) 国際紛争に関するものは、可能の限り双方の情報を提供する。

5. 家庭と社会

- (1) 家庭及び社会の秩序を乱すような言動を肯定的に取り扱わない。
- (2) 公衆道徳を尊重し、社会常識に反するものを肯定的に取り扱わない。
- (3) 家庭生活を充実し、社会生活に役立つ情報を選定し提供する。

6. 教育・教養の向上

- (1) 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。
- (2) 社会向け教育・教養番組は、学問・芸術・技術・技芸・職業など専門的な事柄を視聴者が興味深く習得できるようにする。
- (3) 学校向け教育番組は、広く意見を聞いて学校に協力し、視聴覚的特性を生かして、教育的効果を上げるように努める。
- (4) 教育番組の企画と内容は、教育関係法規に準拠して、あらかじめ適当な方法によって視聴対象が知ることのできるようにする。
- (5) 教養番組は、形式や言葉に捕らわれず、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

7. 報道の責任

- (1) ニュースは事実に基づいて、公正に報道する。
- (2) ニュースの報道では、個人の自由・名誉に留意する。
- (3) 取材・編集については、一方に偏ったり、視聴者に誤解を与えないように注意する。
- (4) ニュースの中で意見を扱うときは、その出所を明らかにする。
- (5) 事実の報道であっても、不適切な場面の細かい表現は避けなければならない。
- (6) 誤報があったときは、速やかに取消または訂正する。
- (7) ニュース、ニュース解説及び実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。

8. 宗教

- (1) 信教の自由及び宗派の立場を尊重し、他宗派を中傷・誹謗する言動は取り扱わない。
- (2) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないよう留意する。
- (3) 宗教の番組で、客観的事実を無視したり、科学を否定するような番組は取り扱わない。
- (4) 特定宗教のために寄付の募集などは取り扱わない。

9. 表現上の配慮

- (1) 放送内容は、放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。
- (2) わかりやすく適正な言葉と文字を用いるようにする。

- (3) 人心に動揺や不安を与える恐れのある内容のものは慎重に取り扱う。
- (4) 社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない。
- (5) 心中・自殺は、古典または芸術作品であっても取り扱いを慎重にする。
- (6) 外国作品を採り上げる時や海外取材にあたっては、時代・国情・伝統・習慣などの相違を考慮しなければならない。
- (7) 劇的効果のためにニュース形式などを用いる場合は、事実と混同されやすい表現をしてはならない。
- (8) 特定の対象に呼びかける通信・通知およびこれに類似するものは取り扱わない。ただし、人命に関わる場合その他、社会的影響のある場合は除く。
- (9) 迷信は肯定的に取り扱わない。
- (10) 病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。
- (11) 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。
- (12) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように留意する。
- (13) ショッピング番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。
- (14) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、別紙「アニメーション等の映像手法について」に準拠し、視聴者の身体への影響に十分、配慮する。
- (15) いわゆるサブリミナル的表現手法など特殊な映像編集手法を使用したものについては、視聴者の正常な判断力を阻害したり、心身に悪影響を及ぼすことがないことを確認しなくてはならない。
- (16) 放送音楽については、公序良俗に反し、または家庭、特に児童・青少年に好ましくない影響を与えるものを放送に使用することは差し控える。
- (17) 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるもの日手は、その取扱いに注意する。
- (18) 方言を使うときは、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように留意する。

10. 暴力表現

- (1) 暴力行為は、その目的いかんを問わず否定的に取り扱う。
- (2) 暴力行為の表現は、最小限にとどめる。
- (3) 殺人・拷問・暴行・私刑などの残虐な感じを与える行為、その他、精神的・肉体的苦痛を、誇大または刺激的に表現しない。

11. 犯罪表現

- (1) 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしてはならない。
- (2) 犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように留意する。
- (3) 麻薬・睡眠薬・覚醒剤などの乱用を肯定したり、魅力的なものとして取り扱っては

ならない。

(4) 鉄砲・刀剣類の使用は慎重にし、殺傷の手段については模倣の動機を与えないように留意する。

(5) 誘かいなどを取り扱う時は、その手口を詳しく表現してはならない。

(6) 犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように留意する。

12. 性表現

(1) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。

(2) 性的少数者を取り上げる場合は、その人権に十分配慮する。

(3) 性感染症や生理衛生に関する事柄は、医学上、衛生学上、正しい知識に基づいて取り扱わなければならない。

(4) 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように留意する。

(5) 性的犯罪や変態性欲・性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。

(6) 全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現する時は、下品・卑わいの感を与えないように留意する。

(7) 出演者の言葉・動作・姿勢・衣装などによって、卑わいな感を与えないように留意する。

(8) 成人向けチャンネルについては、成人番組倫理委員会の「番組審査に関するガイドライン」に則り、同委員会の審査を経て登録番号の発行を受けた番組以外は放送しない。ペアレンタルロックなどの方法により未成年に視聴させない対策を行う。

13. 視聴者の参加と懸賞・景品の取扱い

(1) 視聴者の参加の機会を与えるときは、広く均等に与えるように努める。

(2) 報酬または賞品を伴う視聴者参加番組においては、当該放送関係者であると誤解されるおそれのある者の参加は避ける。

(3) 審査は、出演者の技能などに応じて公正を期する。

(4) 賞金及び商品などは過度に射幸心をそそらないよう注意し、社会常識の範囲内にとどめる。

(5) 懸賞募集では、応募の条件、締切日、選考方法、賞の内容、結果の発表、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかな場合は一部を省略することができる。

(6) 景品などを贈与する場合は、その価値を誇大に表現したり、あるいは虚偽の表現をしてはならない。

(7) 懸賞に応募あるいは賞品を贈与した視聴者の個人情報を、当該目的以外で利用してはならず、厳重な管理をするものとする。

(8) 出演者の個人的な問題を取り扱う場合は、本人および関係者のプライバシーを侵してはならない。

(9) 企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感じを与えてはならない。

14. 広告の責任

- (1) 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。
- (2) 広告は、関係法令などに反するものであってはならない。
- (3) 広告は、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。

※広告の取り扱い、広告の表現については本基準とは別に「広告基準」として別途定める。

別紙

アニメーション等の映像手法について

日本放送協会[NHK]と(社)日本民間放送連盟[民放連]は、1997年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、それも多くの子どもたちの健康に影響を及ぼすという重い事態を経験した。

本来、子どもたちに楽しんでもらうはずの放送番組が、一部でその逆の結果を招いてしまったことを、われわれは深く憂慮するとともに、これを放送界全体の問題として捉え、医学者や心理学者などの専門家を加えて真摯に原因を分析・研究しながら、再発防止のための具体的なルールづくりに向けて検討を重ねてきた。

その結果、テレビは本来、明滅しているメディアであるため、視聴者、特に子どもたちへの影響を完全に排除することはできないものの、細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法に関して、いくつかの点に留意することにより、こうした危険をかなりの程度、回避できることを確認した。

このため、次の点について細心の注意を払う必要があることを喚起する。

1. 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
2. コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換
3. 規則的なパターン模様の使用

われわれは、こうした認識に立って、各放送局が自主的に、運用上の内規等を定めることを促すとともに、その参考に供するため、放送界としての共通のガイドラインを1998年4月に示した。

さらに、ITU[国際電気通信連合]において、2005年2月にITU-R勧告BT. 1702 “Guidance for the reduction of photosensitive epileptic seizures caused by television(テレビ映像による光感受性発作を抑えるための指針)”が成立したことから、同勧告を参考にガイドラインを一部改訂することとした。

放送に携わるすべての者は、以下に提示するガイドラインが作られた意図を十分に配慮し、放送界の自主的な共通のルールとして遵守しなければならない。

このガイドラインは、今後の分析・研究の結果等により、必要に応じて改訂する。

〈アニメーション等の映像手法に関するガイドライン〉

1. 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。
 - (1)「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。
 - (2)避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化が10パーセント以上の場合を基準とする。
 - (3)前項(1)の条件を満たした上で、(2)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化を20パーセント以下に抑える。加えて、連続して2秒を超える使用は行わない。
2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。
3. 規則的なパターン模様(縞模様、渦巻き模様、同心円模様など)が、画面の大部分を占めることも避ける。

上記ガイドラインの運用にあたっては、特に光感受性のリスクが大きいとされる幼児・児童・青少年の視聴実態等への配慮が必要である。

また、連続する大量のカメラフラッシュや雷光、火災、火山噴火などの映像が健康に影響を及ぼすおそれがあることについて、制作者側の意識を高めることに努める必要がある。

映像が視聴者に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには、テレビの視聴方法も重要な役割を果たしていることが指摘されており、明るい部屋で受像機から離れて見るなど“テレビの見方”に関する適切な情報を視聴者に提供することは予防手段として有効である。

以 上